平成２０年（フ）第１０９８号
名古屋市中村区太閤１丁目19番51号
破産者　株式会社服部家具店
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４９号
愛知県小牧市大字小牧原新田字定右ヱ門前386番地の１
破産者　有限会社エム・シー・エー
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１号
茨城県日立市弁天町２丁目24番５号
破産者　株式会社緑屋
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２３５号
岐阜県恵那市大井町1134番地12
破産者　木藤あさ子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２号
愛知県尾張旭市吉岡町３丁目10番地１、開始決定時住所岐阜県土岐市肥田町肥田1571番地の１
破産者　加藤　公康
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６６号
岐阜県多治見市笠原町1675番地の７
破産者　柴田まり子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０７号
静岡県焼津市大住297番地の３
破産者　有限会社大月ＦＰオフィス
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１１号
東京都新宿区新宿１丁目30番16号
破産者　ジャイブエンターテイメント有限会社
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２４２号
静岡県富士市松本223番地の19
破産者　有限会社創新
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２４３号
静岡県富士市松本223番地の19
破産者　有限会社シップス
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第９４号
静岡県富士市松岡605番地の16、前住所静岡県富士市中島363番地の１
破産者　佐々木恭之
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４７０号
愛知県瀬戸市みずの坂２丁目112番地
破産者　有限会社大丸
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５１号
名古屋市中区千代田３丁目14番７号
破産者　株式会社クライベイビー
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７１号
神戸市中央区栄町通２丁目10番10号
破産者　藤井産業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１３号
神戸市東灘区住吉宮町６丁目14－２　住吉ヴィラ201、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区御影石町２丁目13―21
破産者　新川緑工株式会社
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１９号
広島市佐伯区皆賀３丁目15番10号
破産者　有限会社大明工務店
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉91番地
破産者　株式会社旭ホテル
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第８９６号
岐阜市御望951番地234
破産者　村下　博文
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
岐阜市伊吹町１丁目21番地
破産者　株式会社美江寺
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２７号
岐阜県各務原市蘇原旭町２丁目80番地
破産者　長縄　正敏
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５８号
岐阜県大垣市島里２丁目41番地５
破産者　有限会社パナテック
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
滋賀県草津市野路町3000番地アメニティ南草津Ⅱ904号
破産者　有限会社建増
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９号
熊本市健軍本町27番５号
破産者　有限会社エムジー
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部